

安心して働き暮らせる まちづくりの実現



小清水町長 林 直樹

「3期目」就任のごあいさつ

この度の任期満了に伴う町長選挙におきまして、多くの町民の皆さまの温かいご支持とご支援を賜り、引き続き、信頼と期待が寄せられる町政運営という重大任務を担わせていただくこととなりました。

このことは、私にとりまして誠に光栄なことであり、これにまさる喜びはございませんが、それだけに責任の重大さを痛感し身の引き締まる思いであります。

改選にあたりましては、多くの町民の皆さまから色々なご意見や要望等を賜りましたので、そうしたことを日々心に刻み、町民の皆さまの期待や夢を大切に受け止め、その実現に向けて誠心誠意尽くして参る覚悟でございます。

私は、三期目の町政運営の基本を、

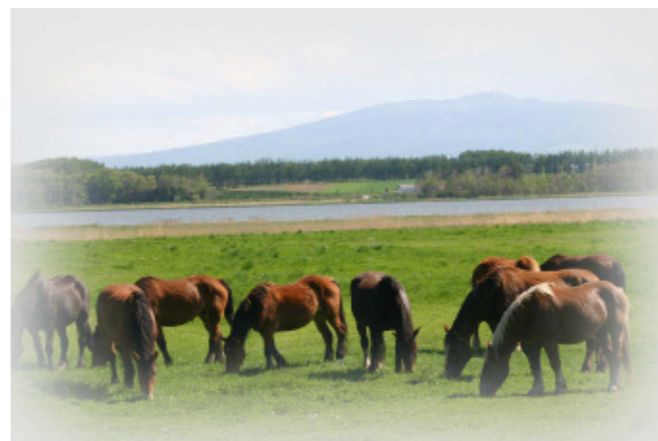
- ① 町民の目線に立ち、誠実で公正・公平であること。
- ② 地域医療の確保と高齢者福祉の充実を図ること。
- ③ 町民と共にふるさと小清水の産業と自然を守り、地球にやさしい行政を行うこと。

とし、町民の皆さま方の声を反映させ、町民と行政が一体となつてまちづくりに取り組む姿勢ですので、一層のご支援とご指導を賜りますようお願いいたします。

今日の社会経済情勢における市町村をとりまく環境は大きな変革の時を迎えており、とりわけ少子・高齢化の進行は、年を追うごとに急速に進んでおります。

こうした現状を十分認識しながら「自主自立のまちづくり」を基本に小清水町が将来にわたつて安定した歩みが続けられるよう、安心して働き暮らせる、そして将来を

担う子供達に誇れるまちづくりの実現のため、職員と共に一生懸命汗を流して参りますので、町民の皆さまより更なるご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます、就任のごあいさつとさせていただきます。



町税等を滞納している方に対し、滞納処分を行います。

町税等を滞納している方で、「完納計画をたてられていない」及び「完納計画が不履行」の方に対し、滞納処分を行います。滞納処分とは、預貯金や給与、不動産、また自動車などの財産を差し押さえ、強制的に町税等を徴収する方法です。

町税等を滞納している方は、担当係へ速やかに完納計画を提示してください。

小清水町町税等徴収強化委員会 本部長 副町長 森田 明

【財産の差押え】

◆預貯金の差押え

金融機関に預貯金の調査を行った上で差押えを行います。差押えにより、引出しや自動振替ができなくなることがあります。

◆給与の差押え

勤務先に給与の支払い状況などを調査した上で差押えを行い、雇用主から徴収します。

◆生命保険等の差押え

保険会社に生命保険の加入状況などを調査した上で差押えを行い、保険会社から徴収します。

※そのほか、動産・不動産の差押えも行っております。

【お問い合わせ先】

税目・料等	担当係	電話番号
①公営住宅使用料	建設課建設係	(62) 4475
②上下水道使用料	建設課上下水道係	(62) 4475
③保育所負担金	保育所	(62) 2702
④給食材料費・奨学金	教育委員会管理課	(62) 2310
⑤上記以外	町民生活課税務係	(62) 4479



住民税の納付忘れはありませんか？

本町では、北海道オホーツク総合振興局への住民税の徴取引継ぎを実施しています。

本町では税金を納めている方との公平性を保つため、滞納している方に対して個別に接触し、早期の徴収に努めていますが、滞納が高額・長期に及ぶ方、町外へ転出された方については、地方税法の規定に基づき、北海道と協議の上、「徴取引継ぎ」を行い、北海道による滞納処分が行われます。

(住民税以外の町税等も滞納している方は、併せて町の滞納処分を行います。)

住民税の北海道への徴取引継ぎとは？（地方税法第48条適用）

- ① 町から滞納している方に対して事前に「徴取引継ぎ予告書」を送付します。
- ② 予告書の指定期日までに何の連絡もなく、放置された場合は、自主的な納税がないと判断し、北海道と協議の上、「徴取引継ぎ」を行い、北海道による徴収が行われます。
- ③ 滞納が続く場合は、財産の差押え等の滞納処分が行われる場合があります。

【お問い合わせ先】

町民生活課税務係 ☎ (62) 4479

北海道オホーツク総合振興局地域政策部税務課 ☎ (41) 0617